

「搾取される商品だ」

貧困ビジネス訴訟

生活困窮者を狙った「貧困ビジネス」で、宿泊施設の元入所者が慰謝料などを求めて会社と代表者を相手取った訴訟で、施設の違法性が司法の場で認められた。1日に会見した代理人の猪股正弁護士は「宿泊所の悪質性を真っ向から認定し、貧困ビジネスの抑止につながる画期的な判決と意義を強調し、「悪質業者がはびこる現状をなくさなければいけない」と提起した。――一面 (岩崎歩)



施設の劣悪性を振り返り、「税金で利益を得ている悪質性を世間に知ってほしかった」と話す原告男性(手前)――1日午後、さいたま市浦和区

氷山の一角 撲滅契機に

「やっと違法性を認めてもらえてうれしい」。判決を受け、原告のさいたま市大宮区の男性(88)は胸をなで下ろした。男性が施設に入所したのは2010年4月。仕事も住まいを失い、所持金がほぼ尽きたとき、JR新宿駅で声を掛けられたという。だが、施設は築50年ほどの木造で暗くて住宅だった。与えられた部屋は6畳間の半分、布団は使い回して衛生環境は劣悪。食費は米粒が砕け、カップラーメンやシロト食品ばかりだったという。

入所後、生活保護を申請したが、受給金は全て没収され、1日5000円と毎月1回5千円が支給されるだけ。事実上、施設から脱出することになった。男性は「自分たち一人一人は、搾取するための商品になっていた。多くの人は苦しんでいるのに頼るといふがなく諦めてしまっている状態」と話し、「貧困ビジネス」がなくなることを願った。

男性が入所していたさいたま市桜区の施設は無届けだった。だが、届け出が必要な第2種社会福祉事業の無料低額宿泊所でも、一部では生活保護受給者を困らせないで保護費の大半を搾取る、「貧困ビジネス」の温床となっている。猪股弁護士は「入所者はなかなか声を上げることができず、実態が見えにくいのが、こうしたケースは氷山の一角。判決を契機に、入所長期化をなくし、貧困ビジネスを撲滅していかなければいけない」と訴えた。

□□□□□□□□□□-□□□□2000□□□□□□□□□□□□

□□□□

□□□□□□□□□□-□□□□2000□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

□□

□□

交流広場



被災された方同士の交流広場として教室を開放しています。出入り自由です。

お菓子、お飲物、支援資料等をご用意しております。

お子様とひとやすみの休憩場所としても参加者同士のおしゃべりの場所としても避難ママ友づくりの場としてもご自由にご利用ください。

シンポジウム

～首都圏避難者の孤立を防げ～



震災支援ネットワーク埼玉と早稲田大学人間科学学術院では発災当初より、避難生活の総合的な現状把握を行い、その時々での支援のあり方を検討するための大規模アンケート調査を継続実施しています。

これまでのアンケート調査では、およそ半数の方に PTSD(心的外傷後ストレス障害)の可能性のあるほどの精神的苦痛を抱え続けていることが判明しています。

今年のアンケート調査概要を含め、この精神的苦痛の要因、取り巻く環境・状況、さらには避難者の生活再建に向けての課題と、その解決のために、地域、社会でどのような取り組みをしていくべきかを探ってまいります。ぜひお越し下さい。

-----プログラム-----

【第1部】

- ・首都圏避難者支援の現場から
- ・2017年2月実施 避難生活アンケートより
-早稲田ワーキンググループから-
テーマ：損害賠償、生活費、住居、帰還、精神的苦痛
- ・生活再建への困難な道のり-避難当事者の叫び-

【第2部】

- ・パネルディスカッション
～緊急課題：首都圏避難者の孤立を防げ～
- モデレーター
辻内 琢也(早稲田大学人間科学学術院 教授・心療内科医
・早稲田大学災害復興医療人類学研究所 所長)

パネリスト

- 猪股 正(震災支援ネットワーク埼玉 代表・弁護士)
- 北村 浩(公益財団法人 政治経済研究所 主任研究員)
- 中川 博之(埼玉青年司法書士協議会 司法書士)
- 岩垣 穂大(早稲田大学大学院人間科学研究科 社会福祉士)
- ・質疑応答

入場
無料

2017.2.25(Sat)

13:30 - 17:00*13:00開場

早稲田大学 早稲田キャンパス

11号館506教室 シンポジウム

11号館508教室 交流広場

東京都新宿区西早稲田1-6-1

- ・東京メトロ 東西線「早稲田」駅より徒歩5分
- ・都電荒川線「早稲田」駅より徒歩5分



本企画は、下記助成事業として実施しています。
「福島県ふるさとふくしま交流・相談支援事業」

【共催・お問い合わせ】

▶ 震災支援ネットワーク埼玉(SSN)
〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂4-3-1-303
TEL 048-829-7400 FAX 048-700-3502
MAIL desk@431279.com WEB <http://431279.com>

▶ 早稲田大学災害復興医療人類学研究所
WEB <http://web.waseda.jp/prj-wima/>

2/17 ()

2017 10:00 19:50

...

...

25

→

誰もが支えられる社会へ

—不信と分断を乗り越えるための財政社会学—

講師：**高端 正幸**さん（埼玉大学准教授）

「財源が足りないから、福祉が充実できない」は本当でしょうか？
福祉分野の相次ぐ削減と自己負担増により、
私たちの暮らしは疲弊し、将来への不安は増すばかりです。
すべてのひとの暮らしを支える福祉を実現するには、
どうしたらよいのでしょうか。
そして、福祉の充実を求めると常に立ちはだかる
「財源はどうするのか」という問いの答えを、
高端さんと一緒に考えてみませんか。

予約不要

無料

プロフィール

高端 正幸さん

埼玉大学人文社会科学部研究科准教授

国際比較から、日本の財政システムの特徴や問題点を考えるという立場から、社会保障の財政問題や自治体財政について主に研究。地域における福祉政策・福祉実践を直に確かめながら、財政問題という大きな対象を問う。

理論と現実を往復することによってのみ、新たなアプローチが生み出せる。

今後の予定

2017年3月22日(水)

埼玉県住まい安心支援ネットワークについて

宮沢 康則さん（埼玉県都市整備部住宅課マンション担当）

2017年4月24日(月)

（未定）

諏訪原 健さん（ReDEMOS研究員、市民連合呼びかけ人）

日時 2017年

2/24(金)

18:30~19:30

19:30~19:50 質疑応答

20:00~(予定) 定例会議

会場

埼玉総合法律事務所 3階大会議室

さいたま市浦和区岸町7-12-1東和ビル3階

JR「浦和駅」西口（徒歩約10分）

JR京浜東北線、宇都宮線、高崎線の「浦和駅」下車、西口より県庁通りを埼玉県庁に向かって進み、県庁手前の信号を左折、右側8軒目のビルの3階大会議室。

【主催】反貧困ネットワーク埼玉

【事務局】弁護士/小林哲彦 〒330-0063さいたま市浦和区高砂3-7-6武笠ビル1 4階
小林総合法律事務所 TEL 090-2159-3861

当団体の活動にご賛同いただける方の寄付を、随時受け付けております。

埼玉りそな銀行 浦和中央支店 普通預金5563786 口座名:反貧困ネットワーク埼玉



3/24

◆ 2017年3月24日 18:30-21:00 / 18:00

◆

←

■ JR 1 ■ / 3

◆ 500

◆

330-0064

TEL 048(862)0355 / 048(866)0425

→

スウェーデンがなぜ 普遍主義を選択し、 重視するのか？

誰でも、いつでも、どこでもを原則とする社会権保障

貧困の拡大と深刻化は、世界先進国の共通問題である。

しかし、なぜ相対的貧困率は国によって異なるのか？

市場による経済成長では貧困の縮小は解決できない。国家による普遍主義的社会権保障（社会政策）と税方式を基盤とする所得再分配にある。

スウェーデンがなぜ普遍主義を重視してきたのかを理解することによって、日本の社会権保障・社会（福祉）政策の限界を考える。

くるべのりこ

講師 **訓覇 法子氏**

日本福祉大学福祉経営学部・
医療福祉マネジメント研究科教授



プロフィール
Ph.D. (社会福祉学、ストックホルム大学)。専門分野は比較福祉論、社会政策国際比較、高齢者ケア日瑞二国間比較。主な日本語著書に「実践としての・科学としての社会福祉現代比較社会福祉論」(法律文化社)、「認知症ケアの自我心理学入門」(読書、クリエイツかもがわ)。

日時

2017年

3/24(金)

18:30~21:00 (受付開始18:00)

会場

主婦連合会会議室

(主婦会館プラザエフ3階)

●JR四ツ谷駅南口前(歩1分)

●地下鉄南北線 / 丸の内線四ツ谷駅(歩3分)



資料代 **500円** (経済的に困難な方は無料)

主催 **公正な税制を求める市民連絡会**

事務局連絡先 弁護士 望野正

さいたま市浦和区岸町7-12-1東和ビル4階 埼玉総合法律事務所 Tel.048-862-0355 fax048-866-0425



□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

□□

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/publication/booklet/dاتا/chirashi_saiteichingin.pdf

最低賃金を引き上げよう!



誰もが安定した生活を送れるように
早急に時給1,000円を実現しよう!



最低賃金とは 日本には最低賃金法という法律があって、賃金の最低額が保障されています。具体的には、地域別最低賃金により都道府県ごとに最低賃金が定められています。正社員、契約社員、パート、アルバイト等の雇用形態や呼称にかかわらず、国籍を問わず、日本で働く全ての労働者に適用されます。使用者は、労働者に対して、最低賃金以上の賃金を支払わなければならない。

なお、地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認められた産業について特定最低賃金が設定されている場合があります。

最低賃金の現状

2016年度の地域別最低賃金は、全国加算平均で時給823円。週40時間働いた場合には、月収約14万3000円、年収約172万円。賃金から社会保険料や税金が控除されるので、手取りの金額はもっと少なくなります。

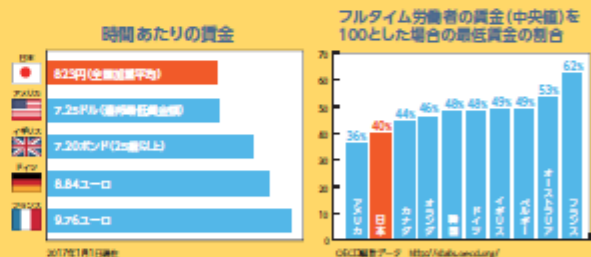


地域別最低賃金時間額(2016年度)

北海道	786円	東京	932円	滋賀	788円	香川	742円
岩手	716円	神奈川	930円	京都	831円	愛媛	717円
青森	716円	新潟	753円	大阪	883円	高知	715円
宮城	748円	富山	770円	兵庫	819円	福岡	765円
秋田	716円	石川	757円	奈良	762円	佐賀	715円
山形	717円	福井	754円	和歌山	753円	長崎	715円
徳島	726円	山梨	759円	鳥取	715円	熊本	715円
茨城	771円	長野	770円	島根	718円	大分	715円
新潟	775円	岐阜	776円	岡山	757円	宮崎	714円
群馬	759円	静岡	807円	広島	793円	鹿児島	715円
埼玉	845円	愛知	845円	山口	753円	沖縄	714円
千葉	842円	三重	795円	徳島	716円	全国加算平均	823円

国際的に見ると低い日本の最低賃金

最低賃金の定め方は国によって異なりますが、他の先進国と比較すると、日本の最低賃金は低くなっています。「フルタイム労働者の賃金(中央値)を100とした場合の最低賃金の割合」の国際比較でも、日本は40%と最低に近いランクになっています。国連の勧告でも、日本の最低賃金について、その平均水準の低下に対する懸念が示されています(2013年5月採択「社会権規約委員会」日本の第三次定期報告に関する勧告見解)。



どうして日本の最低賃金は低いのか

かつて最低賃金で働く人の多くは、主婦パートや学生アルバイト等、家計の補助として働く非正規労働者でした。家庭には正社員である男性の稼ぎ手がいることが多かったため、最低賃金の低さが深刻な問題として十分には認識されていませんでした。



また、日本の地域別最低賃金の金額決定の考慮要素には、「労働者の生計費及び賃金」のほか、諸外国には見られない「通常の事業の資金支払能力」が法律で定められており、これを根拠に、審議会が経営者を代表する委員が引上げに反対してきたという事実があります。

最低賃金はどう決められるの?

毎年、厚生労働省の中央最低賃金審議会と各都道府県の審議会で議論されます。審議会は、労働者を代表する委員(労働組合の役員等)、経営者を代表する委員(経営者団体の役員等)、中立的な立場の委員(学者や弁護士等)の三者で構成されます。各都道府県の審議会は、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考に、その意見を踏まえて各都道府県の労働局長が金額を決定します。ただし、実際としては、ほぼ中央最低賃金審議会から示された引上げ額の目安どおりに決定されています。

